

②研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

施設名		放射性気体廃棄物		
		希ガス (Bq)	ヨウ素 [ <sup>131</sup> I ] (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H ] (Bq)
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	1.0E+11
	年間放出 管理目標値	*4 —	*4 —	*5 1.4E+13
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	4.7E+08
	年間放出 管理目標値	8.2E+13	1.5E+08	—

施設名		放射性液体廃棄物	
		全核種 ( <sup>3</sup> Hを除く) (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H ] (Bq)
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	原子炉施設合計	N.D.	2.1E+12
	年間放出 管理目標値	*6 2.8E+08	*7 8.5E+12
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	*8 2.7E+08
	年間放出 管理目標値	5.5E+09	9.2E+12

注：気体（液体）廃棄物の放出放射能（Bq）は、排気（排水）中の放射性物質の濃度（Bq/cm<sup>3</sup>）に排気（排水）量に乗じて求めている。

なお、放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は N.D. と表示した。

検出限界濃度は次のとおり。（Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性希ガス : 2E-02 以下

放射性ヨウ素 : 7E-09 以下

放射性液体廃棄物 : 2E-02 以下（<sup>60</sup>Co で代表した。）

\*4：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性気体廃棄物 年間放出管理目標値の希ガス及びヨウ素については削除している。

\*5：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間1.4E+13（Bq）」に変更している。

\*6：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性液体廃棄物（<sup>3</sup>Hを除く）放出管理目標値は「年間2.8E+08（Bq）」に変更している。

\*7：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間8.5E+12（Bq）」に変更している。

\*8：水・蒸気系のトリチウム（N.D.）を含む。